

教職課程認定基準の改正について（案）

○小学校教員養成課程の専任教員配置基準の修正

教職課程認定基準（教員養成部会決定）を改正し、小学校教員養成課程の専任教員の配置の範囲を修正する。

教職課程認定基準（教員養成部会決定）の改正案 新旧対照表

改正案	現 行
<p>4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>4-1 省略</p> <p>4-2 小学校教諭の教職課程の場合 (1)～(3) 省略</p> <p>(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。</p> <p>また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤及び<u>教育実践に関する科目</u>のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。</p> <p>①「教科に関する専門的事項」 ②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ④「各教科の指導法」 ⑤「複合科目」</p>	<p>4 教育課程、教員組織（一種免許状・二種免許状の課程認定を受ける場合）</p> <p>4-1 省略</p> <p>4-2 小学校教諭の教職課程の場合 (1)～(3) 省略</p> <p>(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、入学定員が50人までの場合、以下の①～④にそれぞれ1人以上とし、これを含め①～⑤で合計8人以上とする。ただし、短期大学の専攻科においては、①に1人以上、②～④のいずれかに1人以上とし、これを含め①～④で合計4人以上とする。</p> <p>また、入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに①～⑤のいずれか又は合わせて2人増員しなければならない。</p> <p>①「教科に関する専門的事項」 ②教育の基礎的理解に関する科目 ③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 ④「各教科の指導法」 ⑤「複合科目」</p>

○令和3年8月4日改正以前の教職課程認定基準（抜粋）

4-2 小学校教諭の教職課程の場合

(1)～(3) 略

(4) 小学校教諭の教職課程に配置する必要専任教員数は、以下のとおりとする。

「教科に関する専門的事項」	「各教科の指導法」及び 「教育の基礎的理解に関する科目等」
小学校全教科のうち、5教科以上 にわたり、これらの教科それぞれ において1人以上 <div style="text-align: right;">合計5人以上</div>	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の基礎的理解に関する科目において1人以上 ・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目において1人以上 ・「各教科の指導法」において1人以上 <div style="text-align: right;">合計3人以上</div>

(※1) 本表は、入学定員が50人までの場合である。

入学定員が50人を超える場合は、50人を超えるごとに、「教科に関する専門的事項」並びに「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」の各欄に掲げる合計必要専任教員数をそれぞれ1人ずつ増員しなければならない。

(注) 「教育の基礎的理解に関する科目等」には、「教育実践に関する科目」を含む。